

め原動機を用いるもの)及び普通自転車に係る型式認定制度を運用しており、平成18年には、駆動補助機付自転車20台、普通自転車20台を型式認定した。

この型式認定制度は、型式認定を受けた駆動補助機付自転車等に型式認定番号等を表示させ、また、基準適合(TS)マークを貼付することができることとし、当該駆動補助機付自転車等が道路交通法等に規定されている基準に適合したものであることを外観上明確にして、利用者の利便を図るとともに、基準に適合した駆動補助機付自転車等を普及させる

ことにより、交通の安全と推進を図るものである。

また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車の安全性向上を目的とする各種マーク制度(BAAマーク、SGマーク)や自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及に努めた。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図った。

## 第5節 道路交通秩序の維持

### 1 交通の指導取締りの状況

#### 交通の指導取締りの状況

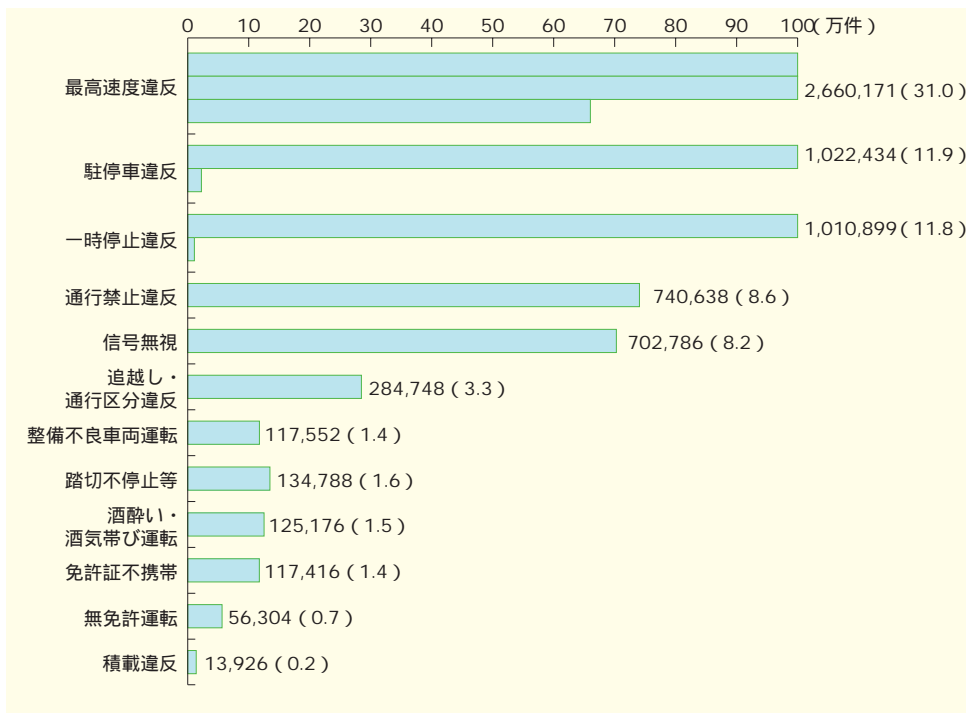
平成18年中における車両等の道路交通法違反(罰則付違反)の取締り件数は約857万件で、悪質性・危険性の高い違反としては、最高速度違反が約266万件、酒酔い・酒気帯び運転が約12万5千件、無免許運転が約5万6千件等である(第1-38図)。

また、道路交通法の一部を改正する法律(平16法

90)により平成16年11月1日から罰則の対象となった運転中の携帯電話使用等違反(保持)については90万5,758件である。

なお、点数告知に係る違反の取締り件数について主なものをみると、座席ベルト装着義務違反が約308万件で、ヘルメット装着義務違反が約5万6千件等である。また、放置違反金納付命令件数が93万1,354件である。

第1-38図 交通違反取締り(送致・告知)件数(平成18年)



注 1 警察庁資料による。  
 2 高速自動車国道分を含む。  
 3 ( )内の数値は、車両等(軽車両を除く。)の道路交通法違反(罰則付違反)取締り件数に占める当該違反の割合(%)を示す。

## 高速自動車国道等における交通指導取締りの状況

平成18年中の高速自動車国道等における交通違反取締り状況は、第1-19表のとおりである。

### 交通反則通告制度の適用状況

平成18年中に反則行為として告知した件数は785万9,549件で、車両等運転者の道路交通法違反（罰則付違反）の取締り件数中に占める比率（反則適用率）は91.7%である。

反則告知件数を成人・少年別にみると、成人は750万9,355件、少年は35万194件である。また、行為別にみると、主なものは、最高速度違反が235万520件（29.9%）、駐停車違反が102万333件（13.0%）である。

## 2 交通の指導取締りの強化等

一般道路における効果的な指導取締りの強化等交通事故を防止するとともに、交通渋滞及び交通公害を緩和するためには、街頭監視活動及び白バイ、パトカー等による機動警ら活動を強化する必要がある。このため、部門間の連携や、人員の効率的配置により、交通指導取締り体制の確保に努め、交通機動隊等による機動力を生かした効果的な指導取締りを推進した。

また、悪質・危険な違反の取締りを効果的に推進するため、取締り関係装備資器材の充実整備に努めた。

さらに、事業活動に関してなされた放置駐車、過

積載運転、過労運転、最高速度違反等の違反及びこれらに起因する事故事件については自動車の使用者等の責任、いわゆる背後責任の追及を図るとともに、自動車の使用制限処分を行うなどこの種の違反の根源的対策を推進したほか、無車検運行、無保険車運行等各種交通関係法令違反についても積極的な取締りに努めた。

また、自転車利用者の交通事故及び自転車利用者による危険・迷惑行為を防止するために、無灯火、二人乗り、一時停止及び歩行者の危険を及ぼす違反等に対して、積極的な指導警告を行い、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を講じた。

### 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等における安全で円滑な交通流を確保するため、関係都道府県的高速道路交通警察体制の充実強化を図るとともに、多角的な交通事故分析により交通危険箇所重点を置いた機動警ら、駐留監視活動等を強化して交通流の整序に努め、悪質性、危険性、迷惑性の高い著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進した。

また、大型貨物自動車を中心とした指定通行帯等の通行帯違反を重点とした指導取締りを強化した。

### 科学的な指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化を図るとともに、取締り用装備資器材の改良等科学技術の進歩に対応した研究開発に努めるなど、交通事故実態に的確に対

第1-19表 高速道路における交通違反取締り状況

主法令違反別	平成18年		平成17年		対前年比	
	件数	構成率	件数	構成率	増減数	増減率
総数	647,933	100.0	642,664	100.0	5,269	0.8
最高速度違反	431,169	66.5	435,566	67.8	-4,397	-1.0
積載重量超過違反	3,045	0.5	3,692	0.6	-647	-17.5
車両通行帯違反	74,267	11.5	76,553	11.9	-2,286	-3.0
車間距離不保持	14,059	2.2	19,859	3.1	-5,800	-29.2
酒酔い、酒気帯び運転	2,566	0.4	2,822	0.4	-256	-9.1
駐・停車違反	265	0.0	259	0.0	6	2.3
無免許、無資格運転	1,843	0.3	2,023	0.3	-180	-8.9
その他	120,719	18.6	101,890	15.9	18,829	18.5

注 警察庁資料による。

応じた科学的かつ効率的な指導取締りを推進した。

### 3 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化

#### 交通犯罪捜査の現況

交通事故に係る業務上(重)過失致死傷事件の平成18年中における送致件数は、82万5,798件である。

なお、平成18年中のひき逃げ事件(交通事故に係る無申告事件を含む。)の発生件数は2万6,027件で、検挙件数は1万247件である。また、悪質・危険な運転行為による事故については、事案の内容に応じて、危険運転致死傷罪の適用も視野に入れながら、適正な交通事故捜査を推進した。

#### 専従捜査体制の強化等

交通事故の多発や平成13年12月から危険運転致死傷罪が施行されていること等により捜査の負担が過重になっていることから、捜査業務の合理化・効率化を図りながら、重要事件に対する専従捜査体制の整備や捜査員の捜査能力の向上に努めた。

#### 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

事故処理車、捜査用車等の現場での初動捜査に必要な車両及び交通事故自動記録装置等を積極的に導入・整備するとともに、その効果的な活用に努めた。

### 4 暴走族対策の強化

近年、暴走族の構成員は減少傾向にあるが、依然として爆音暴走や数グループの合同暴走等を活発に行うとともに、凶悪事件等を引き起こしている。

このような最近の暴走族の実態や、これに対する国民の強い取締り要望にかんがみ、「暴走族対策の

強化について」(平成13年2月5日暴走族対策関係省庁担当課長等会議申合せ)に基づき、政府一体となった暴走族対策の推進に努めた。

平成18年末現在、警察が把握している全国の暴走族の総数は、1万3,677人である。この内訳は爆音暴走等を集団で行う共同危険型の暴走族が825グループ、1万2,185人であり、港湾道路や駐車場などにおいて、激しい斜行走行等のテクニックを競い合う「ドリフト族」、山岳道路等でコーナリング等の運転技術を競う「ローリング族」等の違法競走型の暴走族が1,492人である(第1-20表)。

最近の暴走族の傾向としては、グループの小規模化が進む一方、暴力団を後ろ盾としたり、連合組織を形成するなどの傾向がみられ、その活動範囲も複数の都府県にまたがるなど広域化しており、暴走族同士の対立抗争や一般人に対する路上強盗事件を敢行するなど、凶悪事件も発生している。また、元暴走族や暴走族が中心となって暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を連ねて大規模な集団走行を行う「旧車會」を結成し、一般通行車両等に迷惑を及ぼしている現状も各地で見られるようになっている。

暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため、地方公共団体における「暴走族根絶条例」等の制定及び運用に協力するとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、凶悪化する暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行った。

また、家庭、学校、職場、地域等において、青

第1 20表 暴走族の勢力及びい集・走行状況

区分		年				
		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
共同危険型	グループ数	1,313	1,251	1,042	937	825
	総人員(人)	21,178	17,704	15,392	13,706	12,185
	い集・走行回数(回)	5,688	4,601	3,953	3,422	3,846
	参加延べ人員(人)	135,067	92,623	60,682	43,292	39,148
違法競走型	参加延べ車両(台)	78,402	55,425	36,744	27,605	25,636
	総人員(人)	3,491	3,480	3,419	1,380	1,492
	い集・走行回数(回)	1,742	1,638	1,273	1,147	884
	参加延べ車両(台)	22,716	19,440	15,383	10,689	9,348

注 警察庁資料による。

少年に対し、「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進した。さらに、関係団体等との連携の下に、暴走族相談員制度を創設し、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を徹底した。暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性にかんがみ、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進した。

学校教育においては、生徒一人ひとりの能力、適性等に応じた適切な教育が実施できるように学校・家庭・地域社会の連携と適切な役割分担を進めていく中で、教育課程の編成・実施について更に徹底するとともに、交通安全教育担当教員等の研修（文部科学省と独立行政法人教員研修センターの共催）の充実を図るなど生徒に対する交通安全教育に一層の充実を図った。

#### 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、い集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路環境づくり及び公安委員会による交通規制を積極的に行った。また、事前の情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講じた。

#### 暴走族に対する指導取締りの強化

暴走族に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を活用した取締りを強力に推進

したほか、6月には「暴走族取締り強化期間」を実施した。また、不法改造車両等を積極的に押収し、暴走族と車両の分離を図るとともに、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行っている。平成18年中の暴走族の法令別検挙状況をみると、前年に比べ総検挙件数は17.8%減少したが、刑法犯検挙件数は6.2%増加した（第1-21表）。

#### 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯者の捜査に当たっては、個々の犯罪事実のもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情を明らかにしつつ、事件の速やかな処理に努めるとともに、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努めている。

少年院送致決定を受けた暴走族少年あるいは保護観察に付された暴走族関係事犯少年の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた個別処遇及び集団処遇に努めた。

なお、平成18年末現在で保護観察に付されている者のうち、暴走族関係事犯者として把握されている者は2,834人である。

さらに、暴走族問題が地域社会に深くかかわる問題であることにかんがみ、都道府県及び市町村に設置されている「暴走族対策会議」の下に、暴走族対策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」の設置を促進した。

第1-21表 暴走族による不法事案の検挙状況

区分	年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
	総 数（件）		81,974	77,161	64,010	48,967
道 路 交 通 法 違 反		76,381	72,290	60,205	46,069	37,458
うち共同危険行為等禁止違反		242	209	185	300	298
うち騒音関係違反		7,996	5,895	4,924	3,198	2,444
特 別 法 犯		1,683	1,303	1,025	899	689
刑 法 犯		3,854	3,508	2,748	1,958	2,079
暴力行為等処罰法違反		56	60	32	41	33

注 1 警察庁資料による。

2 「騒音関係違反」とは、道路交通法違反のうち、「近接排気騒音」、「騒音運転等」及び「消音器不備」をいう。

3 「暴力行為等処罰法違反」とは、「暴力行為等処罰二開スル法律違反」をいう。



車両の不正改造の防止

不適正な着色フィルムの貼付，消音器の切断・取り外し等の不正改造車等を排除し，自動車の安全運行を確保するため，自動車検査の確実な実施に加え，広報活動の推進，関係者への指導，街頭検査の

強化等による平成18年6月を強化期間とした「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開した。

また，道路運送車両法の不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令に係る規定を的確に運用し，不正改造車の排除に努めた。

第6節 救助・救急活動の充実

1 救助活動及び救急業務の実施状況

概要

ア 救助活動の実施状況

平成17年中における全国の救助活動実施状況は，救助活動件数5万4,598件，救助人員5万7,300人であり，これを前年比較すると，救助活動件数は1,790件(3.2%)減少しており，救助人員は8,554人(13.0%)減少した(第1-22表)。

イ 救急業務の実施状況

平成17年中における全国の救急業務実施状況は，ヘリコプターによる出場件数を含め，528万428件で，前年と比較し，24万8,964件(4.9%)増加した。また，搬送人員は，495万8,363人で，前年と比較し，

21万2,491人(4.5%)増加した。

また，救急自動車による出場件数は，全国で1日平均1万4,460件，約6.0秒に1回の割合で救急隊が出場し，国民の約26人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

交通事故に対する活動状況

平成17年中の救助活動件数及び救助人員のうち，交通事故に際して救出困難な者が生じた場合(自力で車外に脱出できない者が発生した交通事故)に，消防機関が救助用装備・資機材を用いて救助活動に当たったもの(警察との連携，協力の下に行った活動を含む。)は2万707件で，救助人員は2万7,534人となり，それぞれ全体の37.9%，48.0%を占めた。

第1-22表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分 年	救助活動件数			救助人員		
	件数	対前年増減率	うち交通事故による件数	人員	対前年増減率	うち交通事故による人員
平成13年	49,271	6.9	22,335	51,317	-3.6	29,519
14	50,414	2.3	20,778	52,278	1.9	28,057
15	51,810	2.8	20,414	52,301	0.0	26,646
16	56,388	8.8	22,114	65,854	25.9	29,040
17	54,598	-3.2	20,707	57,300	-13.0	27,534

注 消防庁資料による。

第1-23表 救急自動車による救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数			救急搬送人員		
	件数	うち交通事故による件数	全件数に対する割合	人員	うち交通事故による人員	全人員に対する割合
平成13年	4,397,527	687,516	15.6	4,190,897	765,733	18.3
14	4,555,881	670,698	14.7	4,329,935	742,732	17.2
15	4,830,813	662,542	13.7	4,575,325	726,452	15.9
16	5,029,108	667,928	13.3	4,743,469	724,832	15.3
17	5,277,936	654,621	12.4	4,955,976	701,912	14.2

注 消防庁資料による。